

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 隆

<p>路線名</p>	<p>北中曽根北大桑線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市大室字大宮一四番三地 先から 同市水深字上原一三八二番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月二日 (午後三時)</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年三月十九日付け行田県土整備事務所長告示第一号、平成三十一年三月一日付け行田県土整備事務所長告示第一号及び平成三十一年三月一日付け行田県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。  延長一〇〇〇・〇〇メートル</p>